

答申第 2 号
令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県公文書管理委員会
会長 山岡 敏明

高知県公文書等の管理に関する条例第14条第 1 項の規定による諮問に
ついて (答申)

令和元年 8 月27日付け元高文書第165号及び同年10月15日付け元高文書第247
号により諮問のあった下記の事項については、審議の結果、適当と認められま
す。

記

知事部局の公文書管理規程を立案どおり制定することについて